

被害回復関係業務規程

2020年6月18日改定版

消費者支援機構関西 被害回復関係業務規程 目次

第1章 総則（第1条～第2条）	P1
第1条（目的）	
第2条（定義）	
第2章 被害回復関係業務に関わる組織（第3条～第5条）	P1-P4
第3条（理事会及び常任理事会）	
第4条（被害回復検討委員会）	
第5条（被害回復検討グループ）	
第3章 被害回復関係業務等の実施の方法（第6条～24条）	P4-P14
第6条～第9条（消費者被害情報収集業務の実施の方法）	
第10条（被害回復裁判手続の実施の方法）	
第11条（業務委託）	
第12条（対象消費者に対する情報提供業務の実施の方法）	
第13条（役職員・委員及び検討グループ構成員の利害相反事案の対処）	
第14条（役職員・委員・検討グループ構成員が特別の利害関係を有する場合の措置）	
第15条（役職員・委員・検討グループ構成員についての業務の公正な実施の確保に関する措置）	
第16条（特定適格消費者団体であることを疎明する方法）	
第17条（対象消費者への通知）	
第18条（公告）	
第19条（簡易確定手続の授権等）	
第20条（簡易確定手続授権についての対象消費者への説明事項）	
第21条（簡易確定手続授権についての対象消費者への説明方法）	
第22条（本人確認に関する事項）	
第23条（授権をした者の意思を確認するための方法）	
第24条（報酬に関する規程）	
第4章 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（第25条～27条）	P14-P16
第25条（他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告）	
第26条（被害回復関係業務一般における連携・協力）	
第27条（被害回復裁判手続における他の特定適格消費者団体との連携・協力）	
第5章 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項（第28条～48条）	P16-P21
第28条（消費者被害情報の管理及び保持の方法）	
第29条（文書等の管理方法）	
第30条（文書等の管理責任者の配置）	
第31条（個人情報の利用目的）	
第32条（個人情報保護責任者）	
第33条（個人情報保護相談窓口の設置）	
第34条（苦情処理）	
第35条（保有個人データの開示）	
第36条（保有個人データの訂正等）	

第37条 (保有個人データの利用停止等)

第38条 (開示手数料)

第39条 (安全管理措置)

第40条 (従業者の監督)

第41条 (委託先の監督)

第42条 (第三者提供の制限)

第43条 (個人情報漏えいした場合)

第44条 (特定個人情報の取扱い)

第45条 (個人情報の取扱い)

第46条 (情報の管理及び規程に関する説明等の実施)

第47条 (情報の管理及び秘密の保持に関する遵守事項)

第48条 (事業者が情報提供者本人が識別されうる可能性がある場合の本人同意)

第6章 被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理に関する事項 (第51条～56条) P21-P22

第49条 (預り金の目的外使用の禁止)

第50条 (預り金専用口座の開設、現金の保管)

第51条 (対象消費者宛の金銭を受領した場合の措置)

第52条 (入出金記録及び出納記録)

第53条 (金銭管理責任者の設置)

第54条 (印鑑・通帳の保管方法及び金銭を取扱える者の範囲)

第7章 その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項 (第57条～59条) P22-P23

第55条 (帳簿書類の作成及び保存の方法)

第56条 (責任者の設置)

第57条 (施行前事案に関する事項)

第58条 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に関する事項)

第59条 (理事長、事務局長の代行)

第8章 本規程の改廃 (第60条)

P23

第60条 (規程の改廃)

附則

P24

【別紙】

- ・別紙1 被害回復検討委員会運営規則
- ・別紙2 被害回復検討グループ運営規則
- ・別紙3 誓約書
- ・別紙4 情報提供受付票
- ・別紙5 簡易確定手続授権契約書 (ひな型)
- ・別紙6 異議後の訴訟に関する授権契約書 (ひな型)
- ・別紙7-1 簡易確定手続授権証明書
- ・別紙7-2 簡易確定手続異議後の訴訟授権証明書
- ・別紙8 費用・報酬規程
- ・別紙9 本人確認書面
- ・別紙10 意思確認書面

被害回復関係業務規程

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程（以下「本規程」という。）は、特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下「当機構」という。）が、特定適格消費者団体として、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年12月11日法律第96号、以下「法」という。）、同法施行規則（平成27年11月11日内閣府令第62号、以下「規則」という。）及び特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（平成28年10月1日改訂、以下「ガイドライン」という。）に則り、被害回復関係業務を適切に実施するために、被害回復関係業務を実施する組織とその運営、被害回復関係業務に係る情報の管理・秘密の保持並びに金銭及び財産の管理等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「被害回復関係業務」とは、法第65条第2項に定める以下の業務をいう。

- 一 被害回復裁判手続に関する業務（法第31条第1項又は第53条第1項により授権された債権に係る裁判外の和解を含む。）
- 二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報（以下「消費者被害情報」という。）の収集に係る業務
- 三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

2 本規程において「役職員・委員」とは、当機構定款（以下「定款」という。）第12条第1項に定める役員、定款第49条第1項第二号に定める事項を検討するために設置された検討委員会の委員、及び定款第52条第2項に定める職員をいう。

3 第1項及び第2項に定めるものの他、本規程において使用する用語は、法および規則において使用する用語の例による。

第2章 被害回復関係業務に関わる組織

(理事会及び常任理事会)

第3条 理事会は、定款第29条第1項第四号に基づき、被害回復関係業務の執行に係る事項を決定する。

2 理事会は、前項の決定のうち、以下の各号に該当する事項の決定については、理事及び常任理事会を含むその他の者に委任できない。

一 仮差押命令の申立て又はその取下げを行う場合

二 共通義務確認の訴えの提起又はその取下げを行う場合

三 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解等それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとする場合

四 共通義務確認訴訟の判決に対する上訴又はその取下げを行う場合

五 共通義務確認訴訟の確定判決に対する再審の訴えの提起又はその取下げを行う場合

六 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げを行う場合

七 法第28条第1項に規定する文書の開示を求める場合

八 本規程に定められた具体的な理由以外の理由により、簡易確定手続授權契約もしくは異議後の訴訟に関する授權契約の締結を拒絶し、又はこれらの契約の解除をする場合

九 裁量の余地が乏しい業務（例えば、郵便物の送付、対象消費者からの電話受付など）や、被害回復関係業務の一部には該当しうるが被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務（例えば、消費者からの情報提供を常時受け付けることができる特定適格消費者団体のウェブサイトの改修など）以外の被害回復関係業務の一部を第三者に委託する場合

3 常任理事会は、被害回復関係業務に係る事項について、理事会からの委任を受けた範囲でこれを議決する。ただし、議決した事項については、他の役員に速やかに報告するものとする。

4 理事会の理事の選任方法、任期、会議の方法その他運営に関する必要な事項については、定款に基づき以下の通りとする。

一 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とし、若干名を常任理事、1人を事務局長とし、必要により会長を1人おくことができる。

二 会長は、会員及び理事に対し、この法人がその目的・理念を実現できるよう助言する。

三 理事長は、この法人の業務を統括する。理事長と代表権を有する副理事長はこの法人を代表し、理事長及び代表権を有する副理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

四 副理事長は、理事長を補佐する。代表権を有する副理事長は、理事長に事故がある場合、又は理事長が欠けた場合は、理事長の職務を代行する。これ

らの場合において、代表権を有する副理事長に事故がある場合又は代表権を有する副理事長が欠けた場合は、定款第12条第5項より指名されていない副理事長が理事長の職務を代行する。

五 常任理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

六 事務局長は、理事長を補佐し、日常業務を掌理する。

七 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

八 理事及び監事は、総会において選任する。

九 会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長は、理事の互選により定める。

十 役員任期は、以下の通りとする。

イ 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

ロ 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

ハ 前イ、ロの規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。

十一 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

イ 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

ロ 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

十二 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

イ 理事長が必要と認めたとき。

ロ 理事現在数の5分の1以上の者から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

十三 理事会の議長は、理事長が当たる。理事長が出席できないときは、理事長の指名する理事とし、指名する者がいないときは出席理事において互選した者がこれに当たる。

十四 理事会の議決については、理事総数の過半数をもって決する。

十五 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面もしくはファックス又は電子メールをもって表決をすることができる。

(被害回復検討委員会)

第4条 当機構は、定款第49条第1項第二号に係る事項について検討する被

害回復検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会は理事会に意見を報告する。

- 2 検討委員会の委員の資格、選任方法、任期、会議の方法その他運営に関する必要な事項については、別に定める被害回復検討委員会運営規則（別紙1）による。

（被害回復検討グループ）

第5条 被害回復検討グループ（以下「検討グループ」という。）は、定款第50条にもとづき、被害回復関係業務に係る事項について、被害回復検討委員会に報告する。

- 2 検討グループの構成員の資格、選任方法、任期、会議の方法その他運営に関する必要な事項については、別に定める被害回復検討グループ運営規則（別紙2）による。

第3章 被害回復関係業務等の実施の方法

（消費者被害情報収集業務の実施の方法）

第6条 第2条第1項第二号の業務は、会員、消費者、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター、他の特定適格消費者団体等から提供される情報を以下の方法により収集する。

- 一 当機構のウェブサイトへの書き込み
- 二 次に掲げる電話相談
 - イ 日常業務の電話相談
 - ロ 臨時の電話相談
- 三 郵便・ファクシミリ
- 四 電子メール
- 五 面談等

第7条 第2条第1項第二号の業務（以下「情報収集業務」という。）の一環として、テーマを特定しての臨時の電話相談（以下「110番」という。）を行うことができる。その際、以下の各号を遵守する。

- 一 110番の事前の周知に当たっては、110番の趣旨、概要等を明示する。
- 二 110番当日の運営については、次の事項を遵守する。
 - イ 当日の業務従事者は、110番の業務を通じて得た情報の私的利用と

第三者提供を禁ずる旨の誓約書（別紙3）を当機構に提出すること。
ただし、検討グループ等で同様の誓約書を提出した参加者に関しては、この限りではない。

- ロ 相談に関する助言を正確に行うために、アドバイザーとして消費者契約法第13条第3項第五号ロに掲げる者の参加を得ること。
- 2 110番終了後、消費者への情報提供のため、受け付けた相談・情報提供の概要を所収した報告書を作成し、当機構ウェブサイトにて公表することができる。

第8条 情報収集業務に際して、電話、書面又は面談等により情報提供を受け
る場合には、所定の様式（別紙4）を準備し、必要な事項を記録する。

第9条 情報収集業務に際して、当機構ウェブサイトを通じて情報提供を受け
る場合には以下の各号を遵守する。

- 一 情報収集の目的、利用範囲、個人情報が含まれる場合の取扱い、収集情報の管理・保持の方法を当機構ウェブサイト上に明示する。
- 二 消費者の個人情報を入力・送信する仕組みによる場合には、情報を暗号化して送信するシステムを採用する。
- 三 あっせんは行わず、助言対応を行う。

（被害回復裁判手続の実施の方法）

第10条 事務局は、収集した消費者被害情報を検討委員会に報告する。

- 2 検討委員会は、被害回復裁判手続の対象となりうると判断した消費者被害情報に関して検討グループを設置する。
- 3 検討グループは、前項の消費者被害情報に基づいて検討、情報収集を行い、検討委員会に報告する。
- 4 検討委員会は、前項の報告を基に検討を行い、被害回復裁判手続の実施が必要であると判断したものについて理事会に提案する。
- 5 理事会は、検討委員会の提案を審議し、被害回復裁判手続の実施の要否及びその内容を議決する。
- 6 理事会が被害回復裁判手続の実施が必要であると議決した場合は、速やかに弁護士を当機構の訴訟代理人として選任する。
- 7 検討委員会は、訴訟代理人が提案する訴訟遂行に関する方針及びその内容を審議し、理事会に提案する。
- 8 理事会は、前項の提案を審議し当該方針について議決する。

(業務委託)

第11条 当機構が、理事会の議決に基づき、その業務の一部を第三者に委託する場合は、以下の要件を満たすものとする。ただし、第三者にその一部を委託しても直ちに業務の適正性が損なわれることのない裁量の余地の乏しい業務（例えば、郵便物の送付、対象消費者からの電話受付など）や、被害回復関係業務の一部には該当しうるが被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務（例えば、消費者からの情報提供を常時受け付けることができる特定適格消費者団体のウェブサイトの改修など）については、この限りではない。

一 委託契約において下記の事項が含まれていること。

イ 委託先は、当機構の方針に従って、委託に係る業務を遂行しなければならないこと。

ロ 委託先は、当機構に対して定期的に及びその求めに応じ、委託に係る業務の遂行状況について報告する義務を負うこと。

ハ 当機構は委託先の業務遂行が不適切な場合には、委託先に対し是正を求め、契約を解除できること。

ニ 委託先が受託した業務（裁量の余地が乏しいものを除く。）を自らの代わりに第三者に委託すること（以下「再委託」という。）に関して、受託した業務の大半を再委託することが禁止されていること（業務の大半か否かは、委託先が自ら行う業務の内容と再委託先が行う業務の内容の比較、再委託に要する費用が当該委託先に委託するために要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断する。）。

ホ 委託先が再委託する場合には、事前に再委託の範囲を示して当機構の了解を得ることが必要であること。

ヘ 再委託先は、当機構の方針に従って再委託に係る業務を遂行しなければならないが、当機構の求めに応じ再委託に係る業務の遂行状況について当機構に対し報告する義務を負い、委託先は、再委託先の業務遂行が不適正な場合には再委託先に対して是正を求め、再委託に係る契約を解除することができること。

二 業務委託をするに際しては法第65条第4項第三号イ(2)に規定する「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」として理事会の決議を経ること。

三 その委託先を選定した合理的な理由があること

2 委託に要する費用は、それが適正であることを確認できるよう、当機構は委託先から詳細な開示を受け、事業報告書に記載し内閣総理大臣に提出する。

3 当機構は、求めに応じ、その委託先を選定した合理的な理由を説明する。

4 被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託は行わない。

(対象消費者に対する情報提供業務の実施の方法)

第12条 法第82条の規定に基づき対象消費者に対し必要な情報提供をする場合において、提供しようとする情報の内容、被害を受けたと考えられる消費者の範囲、被害金額の多寡、今後の被害拡大のおそれ、当該事業者の対応状況、被害を与えたと情報提供されることにより当該事業者に与える影響等を総合的に考慮して行う。

- 2 前項において情報提供する内容については、対象消費者の誤解を招かないように分かりやすく、かつ、正確なものであるよう努める。
- 3 当機構が提供した情報に関し、当該事業者から合理的な根拠を示して訂正の申入れがあった場合には、訂正その他の適切な対応を行う。
- 4 当機構ウェブサイトに掲載する方法で情報の提供を行った場合は、手続の進行状況、当該事業者又は他の事業者が今後も同種の被害を発生させる可能性があるか否か等を総合的に考慮した掲載の必要性を踏まえ、掲載の終了又は情報の一部削除、事業者名の匿名化等、掲載内容を変更する。

(役職員・委員及び検討グループ構成員の利害相反事案の対処)

第13条 役職員・委員及び検討グループ構成員に関する利害相反事案の対処は、定款第33条第2項、第25条第4項に基づき、以下のように定める。

- 一 役職員・委員及び検討グループ構成員は、次に該当する場合には、その事業者名又は事業者団体の名称及び役職名を理事長に届け出なければならない。
 - イ 役職員・委員及び検討グループ構成員が事業者である場合
 - ロ 役職員・委員及び検討グループ構成員が事業者又は事業者団体の役員又は職員である場合
 - ハ 役職員・委員及び検討グループ構成員が過去2年間に事業者であった場合
 - ニ 役職員・委員及び検討グループ構成員が過去2年間に事業者又は事業者団体の役員又は職員であった場合
 - ホ 役職員・委員及び検討グループ構成員が新たに事業者になることが決定した場合
 - ヘ 役職員・委員及び検討グループ構成員が新たに事業者及び事業者団体の役員又は職員となることが決定した場合
 - ト イからへまでに掲げる場合の他、役職員・委員及び検討グループ構成員の兼職の状況が実質的に当機構の被害回復裁判手続の追行の適正に影響を及ぼしうる場合

- 二 前号に該当する役職員・委員及び検討グループ構成員は、届出を行った当該事業者、事業者団体、兼職先を相手方とする被害回復関係業務（理事会、常任理事会、検討委員会、検討グループでの当該事案に係る議決権行使を含む）を行うことができない。
- 三 役職員・委員及び検討グループ構成員である弁護士・司法書士が、現在及び過去2年の間に業務を受任している事業者への被害回復関係業務に関して、当機構として対応の検討を開始した場合には、その役職員・委員又は検討グループ構成員は当該事業者を相手方とする被害回復関係業務に関与しない。
- 四 役職員・委員及び検討グループ構成員が被害回復裁判手続の相手方事業者と現在及び過去2年の間に次のような関係を有する場合、前号に該当する場合を除き、その役職員・委員又は検討グループ構成員はその旨を遅滞なく理事長に申出なければならない。
 - イ 個人事業主として当該事業者と取引関係を有する場合
 - ロ 当該事業者と取引関係を有する組織の役職員であって、当該事業者との取引の担当者又は責任者である場合
- 五 前号の場合、理事長は、その取引関係の内容を検討し、申出に係る役職員・委員又は検討グループ構成員が当該相手方事業者と特別の利害関係を有すると認められる場合には、その役職員・委員又は検討グループ構成員に当該相手方事業者に関する被害回復関係業務（理事会、常任理事会、検討委員会、検討グループでの当該事案に係る議決権行使を含む）を行わせない。

（役職員・委員・検討グループ構成員が特別の利害関係を有する場合の措置）

- 第14条 役職員・委員及び検討グループ構成員は、前条の他、被害回復関係業務の相手方事業者と現在及び過去2年の間に特別の利害関係を有すると考えられる場合は、その旨を遅滞なく理事長に申し出なければならない。ただし、弁護士・司法書士等としてその業務上守秘義務を負う者であって、当該義務に基づいて、特別の利害関係が疑われる関係を理事長に申出ることができない場合はこの限りではない。
- 2 前項本文の場合、理事長は、申出に係る役職員・委員又は検討グループ構成員が当該相手方事業者と特別の利害関係を有する者に当たるか否かを判断し、その者が当該事案に関する業務を行うことの可否を決する。
 - 3 第1項ただし書の場合、当該役職員・委員又は検討グループ構成員は、自ら、自己が当該相手方事業者と特別の利害関係を有する者に当たるか否かを判断し、特別の利害関係を有すると認められる場合には、当該事案に関する

業務（理事会、常任理事会、検討委員会、検討グループでの当該事案に係る議決権行使を含む）を行わない。

（役職員・委員・検討グループ構成員についての業務の公正な実施の確保に関する措置）

第15条 当機構の役職員、委員又は検討グループ構成員が、事業の内容や市場の地域性等を勘案して被害回復裁判手続に係る相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を現在及び過去2年の間に営み又はこれに従事するものである場合、その他の役職員、委員又は検討グループ構成員の兼職の状況が被害回復裁判手続の適正に影響を及ぼしうる場合は、その役職員、委員又は検討グループ構成員は当該場合が生ずる事案に関する業務（理事会、常任理事会、検討委員会、検討グループでの当該事案に係る議決権行使を含む）を行わない。

2 当機構が被害回復裁判手続に関し理事との間で当該手続に係る相当な実費を超える支出を伴う取引をする場合は、その理事は、理事会及び常任理事会における当該場合が生ずる事案に関する審議（議決権行使を含む）に関与しない。

（特定適格消費者団体であることを疎明する方法）

第16条 当機構が特定適格消費者団体であることを疎明しなければならない場合には、内閣総理大臣より特定適格消費者団体を認定した旨の通知を、更新されて以降は更新した旨の通知を受けた書面の写しを提示する。

（対象消費者への通知）

第17条 簡易確定手続開始決定（以下「開始決定」という。）がされたときは、届出期間の末日の一月前までに、知っている対象消費者に対し、郵便、ファクシミリによる書面の送付又は電子メールにより法第25条第1項に定める事項を通知する。

2 前項の規定により知っている対象消費者に通知する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 被害回復裁判手続の概要及び事案の内容
- 二 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求が認諾された場合はその内容）
- 三 対象債権及び対象消費者の範囲
- 四 当機構（複数の特定適格消費者団体で簡易確定手続の申立てを行う場合はその団体も含む、本条において以下同じ。）の名称及び住所
- 五 当機構が支払いを受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方

法、支払方法その他必要な事項

六 対象消費者が当機構に対して法第31条第1項の授権をする方法及び期間

七 規則第3条第1項に定める事項

イ 消費者からの問合せを受けるための当機構の連絡先及びこれに対応する時間帯

ロ 簡易確定手続授権契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手続授権契約を解除する場合の理由

ハ 簡易確定手続申立団体が当機構以外にある場合（当機構を含む全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第25条第1項の規定による通知をするときを除く。）にあつては、連名で同項の規定による通知をしない他の簡易確定手続申立団体が法第14条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

3 前項第一号の被害回復裁判手続の概要には以下の事項が含まれているものとする。

一 届出期間内に債権届出をしなければ被害回復裁判手続を利用することはできないこと。

二 債権届出をしなくても他の手続等により請求することは妨げられないこと。

三 債権届出をしてもそれが認められない可能性があること。

四 共通義務確認訴訟の判決が一部勝訴の場合には敗訴部分についても届出消費者に判決の効力が及ぶ等債権届出をした場合に対象消費者に不利益が生じる可能性があること。

五 届出消費者が届出期間内に簡易確定手続中に授権を撤回したときは、債権届出の取下げがあつたものとみなされること。

六 二以上の簡易確定手続申立団体がある場合、対象消費者は一つの簡易確定手続申立団体に限って授権をすることができること。

七 一の共通義務確認の訴えで同一の事業者に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち二以上の請求に係る法第2条第四号に規定する義務について開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害については、できる限り、当該二以上の請求に係る法第2条第四号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権に限り、債権届出をしなければならないこと（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第19条第1項参照）。この場合において、簡易確

定手続申立団体が一の対象消費者の一の財産的被害について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならないこと（同条第2項参照）。

（公告）

第18条 開始決定がなされたときは、当機構は、前条第2項各号に定める事項について、債権届出期間の末日の一月前までに定款第57条第1項に基づき公告をする。

（簡易確定手続の授権等）

第19条 当機構は、対象債権について債権届出をし、及び当該対象債権について簡易確定手続を迫行するには、当該対象債権に係る対象消費者の授権がなければならない。簡易確定手続の授権については、別に定める「簡易確定手続授権契約書（ひな型）」（別紙5）に基づく授権契約書を作成して行うものとする。

- 2 簡易確定手続において届出消費者が法第46条の異議を申立てる場合、又は相手方から異議の申立てがあった場合の届出消費者からの授権については、別に定める「異議後の訴訟に関する授権契約書（ひな型）」（別紙6）に基づく授権契約書を作成して行うものとする。
- 3 当機構は、第1項及び第2項の授権を受けたときは、裁判所に授権を証明する書面（別紙7-1、7-2）を提出する。

（簡易確定手続授権についての対象消費者への説明事項）

第20条 当機構は、対象消費者から授権を受けるに先立ち、以下の事項について説明しなければならない。

- 一 被害回復裁判手続の概要
- 二 事案の内容
- 三 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾がされた場合には、その内容）
- 四 対象債権及び対象消費者の範囲
- 五 当機構の名称及び住所
- 六 当機構が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項
- 七 対象消費者が当機構に対して法第31条第1項の授権をする方法及び期間
- 八 消費者からの問合せを受けるための当機構の連絡先及びこれに対応する

時間帯

九 簡易確定手続授権契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手続授権契約を解除する場合の理由

十 簡易確定手続申立団体が当機構以外にある場合にあつては、他の簡易確定手続申立団体が法第14条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

十一 授権により当機構が行う業務の範囲

十二 個人情報取扱いに関する事項

十三 簡易確定手続授権契約終了時の精算に関する事項

十四 仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている場合にあつては、その内容及び法第59条の規定に基づき平等に取扱わなければならないこと。

- 2 当機構は、当該授権をしようとする者に対し、当機構が支払いを受ける報酬又は費用に関し、回収できる金額の見込み及び回収額がない場合であっても、当機構の費用・報酬規程（別紙8）に定める授権時予納金は返金されないものの、追加の負担も生じないことを説明するものとする。この場合においては、当機構が債権届出までに要する費用の総額の見込み及びその内訳、授権をする対象者の数の見込み並びに個々の対象消費者に負担を求める手続参加のための費用を明示しなければならない。
- 3 第1項第1号の被害回復裁判手続の概要には、第17条第3項各号に掲げる事項が含まれているものとする。

（簡易確定手続授権についての対象消費者への説明方法）

第21条 前条の説明の方法は次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

ただし、対象消費者の承諾がある場合には、書面の交付又は法第32条の電磁的記録の提供による方法をもって足りる。

一 授権をしようとする者と面談を行い、当該授権をしようとする者に対し書面を交付して説明する方法

二 授権をしようとする者に対し交付した書面又はその者に提供した電磁的記録に記録された事項が紙面又は映像面に表示されたものの閲覧を求めた上で、簡易確定手続申立団体及び当該授権をしようとする者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により説明する方法

三 説明会を開催し、授権をしようとする者に対し書面を交付して説明する方法

- 2 電話又は面談の対応時間は、原則として平日の10時から16時までとする。対応時間以外の時間帯における電話については、録音機能付きの留守番

電話を設置し、後日対応する。

- 3 説明を行う体制は、以下の通りとする。
 - 一 消費生活の専門家を配置すること。
 - 二 消費生活の専門家が不在の場合は、事務局長を責任者として事務局が対応すること。
 - 三 必要に応じ、当該事案の代理人の助言が得られるようにするとともに、事情によっては代理人弁護士から直接説明を行うこと。
- 4 当機構は、規則第6条第2項に規定する方法により法第32条に規定する説明を行う場合は、規則第6条第2項第三号に定める措置として、当機構のウェブサイトからの送信フォームを受信する方法により、授権をした者が、当機構のウェブサイトを閲覧した後、説明事項を理解したことを確認するものとする。
- 5 当機構は、授権に先立ち法第32条所定の説明を受けるために、当機構ウェブサイト閲覧した者から求めがあるときは、当該ウェブサイトの内容を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

(本人確認に関する事項)

第22条 当機構は、対象消費者から授権を受けるにあたり、本人確認の方法は次のいずれかによるものとする。

- 一 本人と対面の上、以下のいずれかの書類の提示を受けて確認する。
 - イ 運転免許証
 - ロ パスポート
 - ハ 住民基本台帳カード（ただし本人の写真付きのもの）
 - ニ 個人番号カード（ただし表面）
 - ホ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ヘ 在留カード又は特別永住者証明書
 - 二 本人限定受取郵便を使用する方法
 - 三 対象消費者から第一号の写しの交付を受ける方法
 - 四 対象消費者から健康保険証の写し及び以下のいずれかの書類の写しの交付を受ける方法
 - イ 住民票記載事項証明書
 - ロ 公共料金受領書
 - ハ 官公庁発行の印刷物（納税通知書等）
 - ニ 本人名義の預金通帳の表紙
- 2 前項の本人確認を行った場合には本人確認書面（別紙9）を作成する。

(授権をした者の意思を確認するための方法)

第23条 授権をした者に係る対象債権に関して、以下の各号に該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ当該行為を行おうとすることについて異議がない旨の意思を確認するものとする。

- 一 請求の放棄
- 二 和解
- 三 債権届出の取下げ
- 四 認否を争う旨の申出
- 五 簡易確定決定に対する異議の申立て
- 六 上訴又は上訴の取下げ

2 前項の意思確認は、授権をした者から郵便、ファクシミリによる書面の受領、電子メールの受信、電話又は面談等の方法により行う。

3 前項による意思確認を郵便、ファクシミリによる書面の受領又は電子メールの受信以外の方法で行った場合は、別途定める意思確認書面（別紙10）を作成し、記録する。

4 第1項の意思確認をするに当たっては、あらかじめ授権をした者に対して、行おうとする行為の内容、及び当該行為を行おうとすることについて異議がない旨の意思を明らかにすべき期限を第2項に定めるところに準じた方法により説明するものとする。

5 授権した者に対し第2項の意思確認を行ったにもかかわらず前項の期限内に異議がない旨の意思の確認ができなかった場合には、意思確認の対象となった行為を行わないものとする。ただし、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対する異議の申立て、上訴については、授権をした者の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、授権をした者の意思に反することが明らかでない限り、意思確認の対象となった行為を行うことができるものとする。

(報酬に関する規程)

第24条 被害回復関係業務に要する報酬及び費用に関する規程は別途定める（別紙8）。

第4章 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項

(他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告)

第25条 被害回復裁判手続について、法が定める他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告に関しては、通知及び報告の内容並びにそ

の方法は法第78条第1項及び規則第15条から第18条による。

- 2 規則第18条第十五号に定める「攻撃又は防御の方法の提出その他の被害回復裁判に関する手続に係る行為」のうち、当機構が提出した答弁書・準備書面等の主張書面及び証拠等は、被害回復裁判手続の適切な実施又は特定適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から通知及び報告することが適当であると理事長又は代表権のある副理事長が判断した場合は、他の特定適格消費者団体及び内閣総理大臣に通知及び報告する。

(被害回復関係業務一般における連携・協力)

第26条 当機構は法第78条第1項で規定する事項に限らず、広く被害回復関係業務に関する事項について、他の特定適格消費者団体との間で、会議や書面、電子メール等で情報の交換等を行い、連携・協力して被害回復関係業務の推進に努める。

(被害回復裁判手続における他の特定適格消費者団体との連携・協力)

第27条 当機構が追行する被害回復裁判手続と、対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一である被害回復裁判手続を他の特定適格消費者団体が追行するときは、被害回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行のために相互に連携を図り、協力する。

- 2 他の特定適格消費者団体とともに、同一の相手方事業者に対して同一の社会的事実起因する共通義務確認の訴えを提起する場合には、手続の円滑かつ迅速な進行のために対象債権及び対象消費者の範囲の設定、事実関係に関する情報を共有する等相互に連携を図り、協力する。

- 3 法第12条に規定する特定適格消費者団体が、当機構の他にも存在する場合には、他の特定適格消費者団体の簡易確定手続申立ての見込みを確認する。

- 4 当機構の他に簡易確定手続申立団体がある場合、以下の事項に関して、情報を交換して協議を行う等相互に連携を図り、協力する。

- 一 対象消費者に対する通知・公告を行うか否か及びその方法に関する事項
- 二 相手方事業者に対する情報開示の要求又は情報開示命令の申立てをするか否かに関する事項
- 三 一人の対象消費者が複数の簡易確定手続申立団体に授権することを防止するための方策等

- 5 当機構は、法第56条第1項の仮差押命令の申立てをするにあたり、同項の規定による他の申立てであって、対象債権及び対象消費者の範囲の全部もしくは一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一であるものが既にされているとき（当該他の申立てが取り下げられもしくは却下され

たとき、又は当該他の申立てに係る仮差押命令が取り消されたときを除く。) 又は今後行われることが予定されているときは、当該他の特定適格消費者団体との間で、当機構が既に行い又は他の特定適格消費者団体が既に行った仮差押えの申立てに係る (a) 事件の表示、(b) 裁判所の表示、(c) 手続の当事者である特定適格消費者団体、(d) 保全すべき権利及び (e) 仮に差し押さえるべきものに関する情報が共有できるよう相互に連携を図り、協力する (ただし、法第78条第1項本文後段又は同条第2項の措置が講じられたことにより情報共有のための特段の連携協力が必要ないときはこの限りではない。) 。

第5章 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

(消費者被害情報の管理及び保持の方法)

第28条 消費者被害情報のうち、情報提供者である消費者を特定しうる情報については以下の方法で管理・保持する。

- 一 消費者被害情報受付簿を作成し、受付順、受付日時、収集方法 (第6条各号に定める方法の別)、事業者名、情報概要、対処状況等を記録する。
 - 二 個別の消費者被害情報は、受付順に紙媒体で保管する。
 - 三 保管期間は、被害回復手続に至らなかった案件については情報提供を受けた事業年度の年度末から5年とし、被害回復手続を行った案件については当該案件に関する結果が得られた事業年度の年度末から5年とする。
 - 四 個人を特定しうる消費者被害情報が含まれる消費者個人又は相手方事業者から交付を受けた原本文書は、交付者から返還の申入れがある場合は速やかに返還する。ただし、「簡易確定手続授権契約書 (ひな型)」(別紙5) 第10条第2項及び「異議後の訴訟に関する授権契約書 (ひな型)」(別紙6) 第7条第2項に定める場合を除く。
 - 五 当該情報を電子媒体で管理する場合にはファイルにパスワードをかけることとし、当該パスワードは当機構の役職員以外には知らせない。
 - 六 前項の特定のファイルにアクセスできるのは、当機構の役職員のみとし、それ以外の者がアクセスできないよう、当該ファイルにアクセスできる端末の立上げに際してはパスワード入力を課するシステムとする。
 - 七 紙媒体に記載された情報を破棄する場合には、細かく裁断するなど判読できないようにする。又、情報が電子媒体として保管されている場合、保管しているデータの削除をもって、情報の破棄とする。
- 2 当機構は、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持については、この章の規定の趣旨に従い、適切に実施するものとする。

(文書等の管理方法)

第29条 前条第1項第一号及び第二号の定めにより管理・保持される消費者被害情報並びに紙媒体に印刷された理事会、常任理事会、検討委員会及び検討グループの会議資料、議事録及び議事概要（これらの資料すべてを、以下「管理資料」という。）については、指定のキャビネットに施錠して保管する。

(文書等の管理責任者の配置)

第30条 管理資料の管理責任者は事務局長とし、前条のキャビネットの鍵は事務局長が管理する。

(個人情報の利用目的)

第31条 当機構が被害回復関係業務を実施するにあたって個人情報を取得する場合は、被害回復関係業務に利用する目的で取得するものとし、ウェブサイトでその利用目的や利用範囲等を公表する。

2 前項の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で変更する。

3 当機構は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第1項及び第2項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

(個人情報保護責任者)

第32条 事務局長を個人情報保護責任者とする。

(個人情報保護相談窓口の設置)

第33条 当機構は、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口を置く。

(苦情処理)

第34条 個人情報保護責任者は、当機構における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(保有個人データの開示)

第35条 当機構は、本人、未成年者又は成年後見人の法定代理人又は開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人（以下「代理人」という。）が保有個人データについて書面により開示を求めた場合は、遅滞なく、当該情報の

情報主体であることを確認した上で、当該本人又は代理人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずる。

- 2 当機構は、前項の請求において以下の各号に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当機構の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 前項により不開示の決定を行った場合には、遅滞なく本人又は代理人に通知する。

(保有個人データの訂正等)

- 第36条 当機構は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人又は代理人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容等の訂正を行う。
- 2 当機構は訂正等を行ったとき、又は行わないことを決定した場合は、本人又は代理人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む）を通知する。
 - 3 個人情報保護責任者は、保有個人データの訂正等の内容を記載し、1年間保管する。

(保有個人データの利用停止等)

- 第37条 当機構は、本人又は代理人から、保有個人データが、個人情報の保護に関する法律第16条の規定に違反して取扱われているという理由、同法第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は同法第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行う。

(開示手数料)

- 第38条 当機構は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において

保有個人データの開示等の手数料を定めることができる。

(安全管理措置)

第39条 当機構は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置を講じる。

2 当機構は、被害回復関係業務終了後5年を経過した保有個人データについては、第28条第1項第七号の方法により破棄する。

(従業者の監督)

第40条 当機構は、その従業者に個人データを取扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第41条 当機構は、個人データの全部又は一部の取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(第三者提供の制限)

第42条 当機構は、次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

一 法令に基づく場合。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に規定する事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報漏えいした場合)

第43条 当機構は、消費者に関する個人情報が漏えいした場合は、遅滞なく公表する。

2 前項において、相手方事業者から提供された消費者に関する個人情報が漏えいした場合には、遅滞なく当該相手方事業者に対し報告する。

3 個人情報保護責任者は、第1項の場合において、被害の拡大防止及び復旧

等のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報の取扱い)

第44条 当機構は、対象消費者の特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する情報をいう。）については、これを取得しない。

(個人情報の取扱い)

第45条 この章に定めるものの他、当機構が被害回復関係業務に関し知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に定める内容に適合したものとなるようにする。

(情報の管理及び規程に関する説明等の実施)

第46条 管理責任者は、本規程の適用開始時及び就任時に役職員・委員に情報の管理及び本規程の内容について説明を実施する。

2 本規程の改定がなされた場合は、遅滞なく改定内容を上記の者に周知する。

(情報の管理及び秘密の保持に関する遵守事項)

第47条 役職員・委員及び検討グループ構成員は、情報の管理及び秘密の保持に関し、以下の各号を遵守する。

一 役職員・委員及び検討グループ構成員は、被害回復関係業務を実施する目的のため、消費者被害情報を利用するものとし、それ以外の目的のために利用してはならない。

二 役職員・委員及び検討グループ構成員は、被害回復関係業務に従事する中で得た秘密を、在任中並びに退任後も、私的に利用したり第三者に提供してはならない。

三 理事会の資料及び議事録、被害情報対応委員会（被害回復）及び検討チーム（被害回復）の資料、議事概要等であって各々の役職員及び委員等に配付された資料については、各自が定める所定の場所に保管する。特に、各職員が当該資料を保管する場所は、施錠ができる所定の場所とし、退勤時には各自施錠する。

四 前号の資料のうち個人を特定しうる消費者被害情報が記録されたものは、取扱注意と表記し、管理・廃棄等を容易にするため、その他の資料と別に保管する。被害回復関係業務に関して知り得た情報であって秘密と認められるもの又は規則第25条第1項第1号ロの情報を含むものについても、同様とする。

五 個人を特定しうる消費者被害情報及び被害回復関係業務に関して知り得た情報であって秘密と認められるもの又は規則第25条第1項第1号ロの情報を含むものが記録された資料を廃棄する場合は、細かく裁断するなど判読ができないようにしなければならない。当該情報が電子データとして提供された場合は、当該電子データを保管しているコンピューターのハードディスク、磁気媒体等からの削除をもって、情報の廃棄とする。

(事業者の情報提供者本人が識別されうる可能性がある場合の本人同意)

第48条 当機構は、債権届出より前の段階で消費者被害情報を訴訟提起、公表等に活用する場合であって相手方事業者において情報提供者を特定しうるときは、情報活用に先立って、下記事項について情報提供者本人に通知し、活用に関する同意を書面にて得る。

- 一 相手方事業者の情報提供者として特定されうる旨
- 二 活用する情報の内容
- 三 当該情報を活用する理由
- 四 当該情報を活用する範囲

第6章 被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理に関する事項

(預り金の目的外使用の禁止)

第49条 預り金は、被害回復関係業務の目的以外に使用しない。

(預り金専用口座の開設、現金の保管)

第50条 当機構は、預り金については、やむを得ない事由のない限り、事案ごとに預り金専用の名義の口座を開設して保管する。

2 必要と認められる金銭を一時的に現金で保管する場合には、預り金専用の金庫で保管する。預り金専用の金庫以外の金庫で保管する場合は、預り金専用の収納袋で保管する。

(対象消費者宛の金銭を受領した場合の措置)

第51条 当機構が対象消費者宛の金銭を受領した場合は、遅滞なくその旨を対象消費者に通知する。ただし、あらかじめ、対象消費者の了解を得ていたときは、一定期間ごとにまとめて通知する。

(入出金記録及び出納記録)

第52条 当機構は事案毎に預り金と預り金以外の金員を区別して、それぞれ

預金口座の入出金記録及び現金の出納記録を作成し、入出金の年月日、金額、支払先又は支払元及び名目を記録する。

(金銭管理責任者の設置)

第53条 理事長は、金銭管理を担当する金銭管理責任者を指名する。

金銭管理責任者は、公認会計士、税理士、破産管財の実務等に精通した弁護士、企業会計に従事した経歴のある者等金銭管理を適切にすることができる者が任命される。

2 金銭管理責任者は月次で通帳、金銭出納帳その他の書類により、預り金の出納状況の点検・確認を行う。

(印鑑・通帳の保管方法及び金銭を取扱える者の範囲)

第54条 当機構は、印鑑・通帳については事務所内の人の目に触れにくい定められた場所にて施錠の上保管する。

2 当機構において金銭を取扱える者の範囲は、事務局長、職員とする。

第7章 その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項

(帳簿書類の作成及び保存の方法)

第55条 帳簿書類の作成及び保存に関しては、差止請求関係業務規程第31条を準用する。

2 共通義務確認訴訟及び簡易確定手続に関し、特定適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録した書類を保管する。保存期間は差止請求関係業務規程第31条を準用する。

(責任者の設置)

第56条 前条の帳簿書類の作成及び保存に関する業務の責任者は、事務局長とする。

(施行前事案に関する事項)

第57条 当機構が施行前事案（法施行前に締結された消費者契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求）。以下同じ。）について消費者から情報の提供を受けた場合は、当機構は当該消費者に対し、施行前事案は被害回復裁判手続の対象にならないことを説明し、消費生活センター等適切な機関を紹介する。

- 2 共通義務確認訴訟を提起した後、又は簡易確定手続中に、当該事案と同種の施行前事案に関する問合せがあった場合、当該消費者に対し、重要消費者紛争解決手続（独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第11条第2項に規定する重要消費者紛争解決手続）等の裁判外紛争解決手続又は消費生活センターを紹介する。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に関する事項）

第58条 当機構は、被害回復関係業務を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることによる障害者の権利利益の侵害を行わない。

- 2 当機構は、被害回復関係業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、面談による授権手続の実施、親族等関係者による問合せへの応対等の方法により、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努める。

- 3 当機構は、職員が対面して授権を受ける場合には、拡大文字の利用、筆談、関係書類の代筆等により、職員が対面しない場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等複数の方法で連絡がとれるようにすることにより、障害者が授権をすることができるよう、「消費者庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」に基づき合理的な配慮をする。

（理事長、事務局長の代行）

第59条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款第13条第3項により代表権を有する副理事長が代行する。

- 2 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、理事の互選により事務局長が選任されるまでの間、事務局の中から理事長が代行者を選任する。

第8章 本規程の改廃

（規程の改廃）

第60条 本規程の改廃は、理事会において行う。本規程を改廃したときは、速やかに内閣総理大臣に届出るものとする。

附則

(施行日)

本規程は、当機構が特定適格消費者団体の認定を受けた日より施行する。

附則

本規程は、2017年12月15日理事会で議決し、翌年1月1日から施行する。

附則

本規程は、2018年9月28日理事会で議決し、同年10月1日から施行する。

別紙 1

被害回復検討委員会運営規則

第 1 条（総則）

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下「当機構」という。）定款第 5 条第 2 号に定める事業を推進するために、被害回復検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、ここにその運営規則（以下「規則」という。）を定める。

第 2 条（目的）

検討委員会の活動は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、その財産的被害を集団的に回復するため、被害回復裁判手続を迫行するに際し必要な対応措置を審議し、理事会が被害回復裁判手続を迫行することに関して、その可否を審議・決定するための意見を報告することを目的とする。

第 3 条（構成）

検討委員会は、消費者契約法第 13 条第 3 項第五号イ及びロに掲げる者であり、消費者被害の実情及び被害者の救済に関する十分な知識経験を有する者として、個人正会員、又は団体正会員の構成員の中から当該委員に推薦された者のうちから理事会の議を経て理事長が任命した者で構成する。

2. 検討委員会の定数は、15 名以内とする。

第 4 条（任期）

検討委員会の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 条（検討委員長・検討副委員長）

1. 検討委員会に検討委員長を置く。また、検討副委員長を置くことができる。
2. 検討委員長、検討副委員長は、委員の内から理事会の議を経て理事長が任命する。
3. 検討委員長に事故があるとき、又は検討委員長が欠けたときは、検討副委員長が任務を代行する。検討副委員長が不在のときは、前項の規定による任命までの間、理事長が検討委員の中から代行者を任命する。

第 6 条（検討委員会の招集）

検討委員会は、検討委員長が招集する。

第 7 条（定足数）

検討委員会は、検討委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2. 検討委員は、Web 会議システムによる参加をもって出席することができる。

第 8 条（表決）

第 2 条に定める理事会への意見は、出席した検討委員の過半数の議決で有効とする。

2. 緊急を要する事項について、検討委員長から各検討委員に電子メール等で通知し賛否を求めた場合には、電子メール等により検討委員の3分の2以上の多数による賛成を得ることにより、検討委員会の議決とすることができる。

第9条（Web会議システムによる検討委員会の開催）

検討委員会は、Web会議システムによって開催することができる。

2. Web会議システムによる検討委員会の定足数及び表決については、第7条及び第8条に準拠するものとする。

第10条（利害相反事案への対処）

検討委員の利害相反事案への対処は、被害回復関係業務規程第13条及び第14条による。

第11条（解任）

検討委員会の委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の過半数の議決により、これを解任することができる。ただし、その当該委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 定款、被害回復関係業務規程、本規則又は他の法令に違反したとき
- 二 当機構の目的に反する行為をしたとき
- 三 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条（規則の改廃）

本規則の改廃は理事会が行う。本規則を改廃したときは、すみやかに内閣総理大臣に届け出るものとする。

附則

第1条（実施期日）

本規則は当機構が特定適格消費者団体の認定を受けた日から実施する。

第2条（経過措置）

被害回復検討委員会発足時の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2017年度通常総会後の最初に開催される理事会までとする。

附則

本規則は、2017年12月15日理事会で議決し、翌年1月1日から施行する。

附則

本規則は、2020年6月18日理事会で議決し、同年6月18日から施行する。

別紙 2

被害回復検討グループ運営規則

第1条（総則）

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下、「当機構」という。）定款第5条第2号に定める事業を推進するために、被害回復検討委員会（以下、「検討委員会」という。）のもとに被害回復検討グループ（以下「検討グループ」という）を設置し、ここにその運営規則（以下、「本規則」という。）を定める。

第2条（目的）

検討グループの活動は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者被害情報の収集及び分析等を行い、その結果と意見を検討委員会に報告することを目的とする。

第3条（構成）

1. 検討グループの構成員は、個人正会員、又は団体正会員の構成員の中から当該構成員に推薦された者のうち、検討委員会の議を経て検討委員長が任命した者で構成する。ただし、その結果は理事会に報告しなければならない。
2. 前項の規定の他、検討グループの構成員は、団体賛助会員の構成員の中から当該構成員に推薦された者または個人賛助会員、または当機構の活動に協力する者の中から、検討委員会の議を経て検討委員長が任命した者を加えることができる。ただし、その結果は理事会に報告しなければならない。
3. 検討グループの構成員として、消費者契約法第13条第3項第五号イに規定される者1名以上、同法第13条第3項第五号ロに規定される者2名以上を含まなければならない。

第4条（任期）

検討グループの構成員の任期は、検討グループにおいて対応する事案の処理が終わるまでとする。

第5条（グループ長）

1. 検討グループにグループ長を置く。
2. グループ長は、検討グループの構成員の内から互選する。
3. グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、新たなグループ長を検討グループの構成員の内から互選する。

第6条（会合の招集）

検討グループの会合は、グループ長が招集する。

第7条（Web会議システムによる会合への出席）

検討グループの構成員は、Web会議システムによる参加をもって出席することができる。

第8条（表決）

第2条に定める検討委員会への意見は、検討グループの構成員の過半数の出席により、その過半数の議決で有効とする。

第9条（Web会議システムによる検討グループの会合の開催）

1. 検討グループの会合は、Web会議システムによって開催することができる。
2. Web会議システムによる検討グループの会議の表決については、第8条に準拠するものとする。

第10条（利害相反事案への対処）

検討グループ構成員の利害相反事案への対処は、被害回復業務規程第13条及び第14条による。

第11条（解任）

検討グループの構成員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、検討委員会において出席委員の過半数の議決により、これを解任することができる。ただし、その当該構成員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 定款、被害回復関係業務規程、本規則又は他の法令に違反したとき
- 二 当機構の目的に反する行為をしたとき

第12条（規則の改廃）

本規則の改廃は理事会が行う。

附則

第1条（実施期日）

本規則は当機構が特定適格消費者団体の認定を受けた日から実施する。

附則

本規則は、2020年6月18日理事会で議決し、同年6月18日から施行する。

別紙3

特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 殿

誓 約 書

当法人が行う110番活動で知り得た個人情報ならびに事業者に関わる情報を、公表された情報を除き、業務遂行中のみならず業務終了後も第三者に漏えいせず、また、これを私的に利用することは一切いたしません。

年 月 日

所属

住所

氏名

印

年 月 日

時間 : ~ : No.

提供方法 : 電話・書面・面談・その他() 受付者 : ()

相談者データ

氏名 : () 性別 : 男 / 女 年令 : () 歳/代

住所 : (市町村名でも可) 電話 : ()

e-mail : ()

被害回復の場合⇒希望の連絡方法 : 電話 / e-mail / 郵送

相談データ

商品・役務名		契約状況	すでに契約した/まだ契約していない/不明・無関係	
		契約日	年	月 日
事業者名		解約日	年	月 日
		金額	購入金額	円
支払方法	現金		既払い金	円
クレジット (個別 / 包括)	解約金等		円	

相談の概要

相談処理・アドバイス

別紙5

簡易確定手続授權契約書（ひな型）

依頼者を「甲」、特定非営利活動法人消費者支援機構関西を「乙」として、次のとおり簡易確定手続について授權契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者）

1. 甲は、第2条（1）記載の相手方に対する対象債権を有するとして債権届出を希望する対象消費者である。
2. 乙は、第2条（1）記載の事件の申立てを行った特定適格消費者団体である。

第2条（授權を受けて行う被害回復関係業務の内容）

甲は、乙に対して、（1）記載の事件について、乙が甲の対象債権に関する債権届出をし、当該対象債権について以下の簡易確定手続に関する業務を行うこと（以下「本件業務」という。）を委任し、乙はこれを受任した。

(1)簡易確定手続開始申立事件の表示

相手方

裁判所

事件番号.....

(2)受任業務

- a 対象債権に関する債権届出
- b 当該対象債権について以下の手続を追行すること
認否を争う旨の届出、簡易確定決定に対する異議の申立て、即時抗告及びこれらに関する一切の事項
- c 請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、
- d 民事執行手続、証拠保全手続
- e 相手方からの弁済受領、相手方から支払いを受ける等した回収金の分配その他これに関する一切の事項

(3)業務委託、再委託

甲は、乙が本件業務を遂行する際に、本件業務の一部を、乙との間で業務委託契約を締結する他の弁護士もしくは法律事務所に委託または再委託する場合があることに同意する。

に同意する。

5. 甲は、第2項の規定による甲に対する返金額が返金に要する費用を下回るときは、乙が甲に対する第2項の返金をしないことに同意する。
6. 甲が授権時予納金について銀行送金により支払うときは、甲の費用で下記の口座に送金して支払うものとする。

記

●●銀行●●支店 ●●預金 口座番号●●●● 口座名義●●●●

第6条（被害回復金を受領した場合の措置）

1. 乙が本件業務により相手方から被害回復金を受領した場合、乙は、遅滞なく、その旨を甲ら対象消費者に通知する。但し、甲は、乙が半年を超えない限度でまとめて通知することに同意する。
2. 相手方が、乙に対する委託者全員の届出債権に足りない金額を支払った場合及び民事執行手続による回収金額が乙に対する委託者全員の認められた債権額に足りない場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める方法により分配する。
 - ①相手方が充当する届出債権を指定したとき その指定による方法
 - ②相手方から前号の指定がないとき及び民事執行手続により回収したとき 相手方の支払い又は民事執行手続による回収の時から1年を超えない範囲で乙が公平に配慮して定める日までに認められた債権の総額に対する甲の債権額の割合に応じて分配する方法。ただし、甲がすでに分配をうけている場合は、その金額を控除して支払う。
3. 乙が本件業務により相手方から被害回復金を受領し甲への返金が生じる場合、乙は、第5条第2項の規定に基づく授権時予納金の返金及び第7条の規定に基づく被害回復時報酬金を精算した上で、甲名義の下記口座へ振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

記

銀行・支店名 _____ 銀行 _____ 支店

口座の種類 普通預金

口座番号 _____

口座名義 _____

4. 甲は乙による回復金の返還について、半年を超えない限度でまとめて振込返金することに同意する。

第7条（被害回復時報酬金）

1. 甲が対象債権の支払を現実に受けたときは、甲が現実に支払を受けた額に応じ、乙に対して、以下の割合による被害回復時報酬金を支払う（いずれも税別）。

10万円以下	30%
10万円を超え30万円以下の部分	20%
30万円を超え50万円以下の部分	15%
50万円を超える部分	10%
2. 当該簡易確定手続において授権をした対象消費者の人数が1,000人を超えたときは、前項に定める割合よりそれぞれ5%を減じた割合により算定する。
3. 債権届出後の簡易確定手続に要した費用については、別途、甲を含む授権をした対象消費者に負担を求めないこととする。
4. 被害回復時報酬金は、第6条第2項の規定に基づく被害回復金の返金額よりこれを控除することにより、支払うものとする。

第8条（民事執行手続の報酬）

1. 甲が乙に対し対象債権にかかる民事執行手続を委任するときは、委任をするに際し、執行を求める金額の10%を上限とする着手金を支払う。ただし、執行を求める金額の10%が1万円を下回るときは1万円とし、7万円を超えるときは7万円とする。
2. 乙に委任した民事執行手続により甲が対象債権の支払を現実に受けたときは、甲は乙に対し、前条の規定による被害回復時報酬金に加えて、甲が現実に支払を受けた額の3,000万円を超えない部分については10%、3,000万円を超える部分については6%に相当する金額（ただし、前項の規定により支払った着手金の金額をこれより差し引くものとする）の報酬金を支払う。
3. 甲は、乙に委任した民事執行手続に要した費用（当該民事執行手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く）につき、別途支払をするものとする。

第9条（証拠保全手続の報酬）

1. 甲が乙に対し対象債権にかかる証拠保全手続を委任するときは、委任をするに際し、報酬として8万円を支払う。ただし、事案の内容や対象債権の金額等を考慮し、乙が適当と認めるときは、8万円を超えない範囲内で異なる報酬の額を定めることができる。
2. 甲は、乙に委任した証拠保全手続に要した費用（証拠保全手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く）につき、別途支払をするものとする。

第10条（甲が支払いをしない場合の措置）

1. 甲が第5条により乙に支払うべき授權時予納金の支払をしない又は乙の定める期限を遅滞したとき、乙は、本件業務等に着手せず、又はその処理を中止することができる。
2. 甲が、第5条により乙に支払うべき授權時予納金を支払わないとき、乙は甲に対する金銭債務（預り金、相手方から受領した金員等）と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを、甲に引き渡さないでおくことができる。
3. 第1項または第2項の場合、乙はすみやかに甲にその旨を通知することとする。

第11条（遵守事項）

甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、以下の事項を遵守する。

（甲の遵守事項）

- ①乙による本件業務の遂行に協力すること。
- ②乙から本件業務を遂行するために必要な書類や簡易確定手続授權契約書等の提出を求められたときは、これらの書類を提出すること。
- ③乙が定める報酬及び費用を乙に支払うこと。
- ④氏名、住所または電子メールアドレスその他乙に連絡した事項に変更がある場合は、速やかに乙に変更の内容及び時期を通知すること。
- ⑤乙の申立てにより仮差押えの執行がされている場合で、仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき又は配当要求をするとき、乙は、乙が取得した債務名義と取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱う必要があること、そのため、先に債務名義を取得した対象消費者に金銭を配分する時期が遅れることや、対象消費者が配分を受けた金額と債務名義の消滅額とが異なることがあり得ることについて了解すること。
- ⑥甲が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるものについては、法律に定める正当な利益を得るために委託するものであることを表明すること。
- ⑦乙に本件業務を授權した後は、本契約における対象債権について、他の簡易確定手続申立団体との間で授權契約を締結しないこと。
- ⑧甲が乙と連絡が取れなくなった際、甲が希望する場合は下記連絡先へ連絡することを了承すること。

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

- ⑨本契約は、第4条で定めるとおり、乙が授権を受けた全ての対象消費者との間で統一的な条件で締結されるものであり、本契約の各条項を甲との間でのみ変更することはできないことを了承すること。

(乙の遵守事項)

- ①乙は、甲を含む簡易確定手続授権契約を締結した対象消費者のために、公平かつ誠実に、簡易確定手続を迫行すること及びこれに伴い取得した金銭その他の財産の管理をすること。
- ②乙は、善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行すること。

第12条 (契約の解除に関する事項)

1. 甲は、本契約を将来に向かって解除することができる。
2. 乙は、以下に掲げる事項があるときは、本契約を解除することができる。
 - ①甲が、授権をするのに必要な書類や簡易確定手続授権契約書を提出しない場合。
 - ②甲が、乙の定める報酬及び費用の負担を拒否する場合。
 - ③乙の申立てにより仮差押えの執行がされている場合に、乙が、当該仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、又は当該財産について強制執行もしくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、乙が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならないことについて、甲が了解しない場合。
 - ④甲が反社会的勢力であり、その活動の一環として授権をしているなど、不当な利益を得るために授権をしようとしていることが明らかな場合。
 - ⑤甲が合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない場合、乙が甲と連絡をとれない場合、など、甲に起因する事由によって乙の適切な手続遂行に著しく支障が生じた場合及び甲と乙との信頼関係が破壊された場合。
 - ⑥簡易確定決定で全部又は一部の棄却とされたところ、債権届出団体としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと判断している場合であり、簡易確定決定に対し、甲の異議を申し立てることについて、甲と乙の判断が相違したまま合意が得られる見込みがなく、今後の信頼関係が維持できなくなった場合。

第13条（契約が終了等した場合の処理）

1. 乙は、本件業務の処理が終了したときは、第5条第2項の授權時予納金を精算する。
2. 乙は、甲から本件業務を処理するにあたり預かった物品（以下「預り品」という。）を、速やかに返還する。但し、預り品の返還について、甲の住所が不明の場合はこの限りでなく、甲が死亡した場合、乙は法定相続人のうちの一人に対してこれを行えばその責を免れる。
3. 乙は、本件業務の処理が途中で終了し又は本契約が解除されたときは、以下のとおり精算する。
 - ①乙は、甲と協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、受領済みの費用の全部もしくは一部を返還し、又は報酬の全部又は一部を請求するものとする。
 - ②本契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの費用の全部を返還しなければならない。但し、既に本件業務の重要部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができる。
 - ③本契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく本件業務を終了させたとき、甲が故意又は重大な過失により本件業務の処理を不能にしたとき、その他の甲に重大な責任があるときは、乙は報酬の全部又は一部を請求することができる。但し、乙が本件業務の重要部分の処理を終了していないときは、その全部について請求することができない。

第14条（個人情報）

乙は、自ら収集又は甲から提供を受けた甲に関する個人情報を本契約の目的を達成するため以外の目的に使用しない。

第15条（個人情報の保護解除）

甲は、乙が、甲に対する通知をするため、あるいは甲との本契約を終了させるため必要がある場合に、甲の住民票、戸籍謄本、外国人登録事項証明書等及びこれらの付票等を関係官庁等に対して請求することについて予め同意し、乙においてこれらの書類を入手し使用しても何ら異議の申し出をしない。

第16条（異議後の訴訟に関する授權）

甲が乙に対して異議後の訴訟について授權することを希望する場合、新たに、異議後の訴訟に関する授權契約を締結するものとする。

第17条（報酬規程の確認）

甲は、乙の定める報酬規程について熟読し、この規程によることを承諾した。

第18条（特約条項）

.....
.....

甲及び乙は、甲が本契約書を熟読し、本契約の内容を十分理解したうえで、この契約を締結したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、各自これを保管するものとする。

平成 年 月 日

住 所.....

甲（依頼者）.....印

電 話.....

メールアドレス.....

住 所.....

乙（受任者）.....印

電 話.....

メールアドレス.....

別紙6

異議後の訴訟に関する授權契約書（ひな型）

依頼者を「甲」、特定非営利活動法人消費者支援機構関西を「乙」として、次のとおり異議後の訴訟に関する授權契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者）

1. 甲は、第2条（1）記載の相手方に対する届出債権について、異議を申し立てた届出消費者及び相手方が異議を申し立てた届出消費者である。
2. 乙は、第2条（1）記載の事件において、甲の届出債権に係る債権届出を行った特定適格消費者団体である。

第2条（授權を受けて行う業務の内容）

甲は、乙に対して、(1)記載の事件における甲の届出債権について異議後の訴訟に関する業務を行うこと（以下「本件業務」という。）を委任し、乙はこれを受任した。

(1)簡易確定手続開始申立事件の表示

相手方

裁判所

事件番号

(2)受任業務

- a 上記事件の甲の届出債権についての異議後の訴訟における訴訟行為（bに掲げる行為を除く）
- b 請求の放棄、和解、取下げ、上訴もしくは上訴の取下げ
- c 乙が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続及び乙が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続の追行
- d 相手方からの弁済受領その他これに関する一切の事項

(3)業務委託、再委託

甲は、乙が本件業務を遂行する際に、本件業務の一部を、乙との間で業務委託契約を締結する他の弁護士もしくは法律事務所に委託または再委託する場合があることに同意する。

第3条（授權をした甲の意思確認）

1. 乙が前条(2) b及びcに該当する行為を行おうとするとき、乙は、あらかじめ甲において当該行為を行おうとすることについて異議がない旨の意思を確認するものとする。
2. 前項の意思確認は、授権をした者から郵便、ファクシミリによる書面の受領、電子メールの受信、電話又は面談等の方法により行う。
3. 第1項の意思確認をするにあたっては、あらかじめ甲に対して、行おうとする行為の内容及び甲において当該行為を行うとすることについて異議がない旨の意思を明らかにすべき期限を説明するものとする。以上の説明は、第2項に定めるところに準じた方法により行う。
4. 第2項の規定に関わらず、甲より本契約を締結する時にどのような場合に前条(2) b及びcに該当する行為を行うかについての意思の確認を行っていたときは、甲より、前項の期限内に異議がない旨の意思の確認ができなかった場合には、意思確認の対象となった行為を行わないものとする。ただし、即時抗告及び上訴については、授権をした者の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、授権をした者の意思に反することが明らかでない限り、意思確認の対象となった行為を行うことができるものとする。

第4条（公平かつ誠実な取扱い）

甲は、乙が授権を受けた全ての届出消費者のために公平かつ誠実に本件業務を遂行すること、乙が授権を受けた全ての届出消費者との間で統一的な条件による異議後の訴訟に関する授権契約を締結することに同意する。

第5条（報酬及び費用）

甲及び乙は、本件業務に関する着手金、報酬及び費用につき、乙の定める報酬規程によって、以下のように定める。

1. 甲は乙に対し、異議後の訴訟の授権をするに際し、争いのある請求額の10%に相当する額の着手金を支払う。ただし、争いのある請求権の額の10%に相当する額が5万円を下回るときは5万円とし、13万円を超えるときは13万円とする。
2. 乙に授権した異議後の訴訟により甲が対象債権の支払を現実に受けたときは、甲は乙に対し、甲乙間の簡易確定手続授権契約書第7条の規定による被害回復時報酬金に加えて、甲が現実に支払を受けた額の3,000万円を超えない部分については10%、3,000万円を超える部分については6%に相当する金額（ただし、前項の規定により支払を受けた着手金の金額をこれより差し引くものとする）の報酬金を支払う。
3. 甲は、乙に授権した異議後の訴訟に要した費用（当該異議後の訴訟を受任した弁護士に

支払うべき報酬を除く)につき、別途支払をするものとする。

4. 甲が異議後の訴訟に対する着手金について銀行送金により支払うときは、甲の費用で下記の口座に送金して支払うものとする。

記

●●銀行●●支店 ●●預金 口座番号●●●● 口座名義●●●●

5. 異議後の訴訟に対する報酬金は、第8条第2項の規定に基づく被害回復金の返金額よりこれを控除することにより、支払うものとする。
6. 甲が乙に対し対象債権にかかる民事執行手続を委任するときは、乙は、甲乙間の簡易確定手続授權契約書第8条の規定に従い、着手金及び報酬金を支払う。

第6条 (印紙、郵券、交通費等諸費用の負担)

1. 甲は乙に対して、乙が本件業務を処理するために必要な印紙、予納郵券、送料(郵送料を含む。)、交通費、振込手数料、その他諸費用を負担する。
2. 前項の諸費用の額は、郵便局、銀行、交通機関等での通常の販売等価額によるものとする。
3. 交通費については、乙の事務所所在地を出発地として目的地までの間について合理的な交通手段、行程、等級等により算定する。
4. 甲は、本条の諸費用について、乙から請求があったときは、直ちにこれを乙に対して支払う。

第7条 (甲が支払いをしない場合の措置)

1. 甲が第5条により乙に支払うべき金員の支払をしない又は乙の定める期限を遅滞したとき、乙は、本件業務等に着手せず、又はその処理を中止することができる。
2. 甲が、第5条により乙に支払うべき金員を支払わないとき、乙は甲に対する金銭債務(預り金、相手方から受領した金員等)と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを、甲に引き渡さないでおくことができる。
3. 1項または2項の場合、乙は速やかに甲にその旨を通知することとする。

第8条 (被害回復金を受領した場合の措置)

1. 乙が本件業務により相手方から被害回復金を受領した場合、乙は、遅滞なく、その旨を甲ら対象消費者に通知する。但し、甲は、乙が半年を超えない限度でまとめて通知する

ことに同意する。

2. 乙が本件業務により相手方から被害回復金を受領し甲への返金が生じる場合、乙は、簡易確定手続授権契約書第5条第2項の規定に基づく授権時予納金の返金、同契約書第7条の規定に基づく被害回復時報酬金及び本契約書第5条の報酬金・費用を精算した上で、甲名義の下記口座へ振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

記

銀行・支店名 _____銀行 _____支店
口座の種類 普通預金
口座番号 _____
口座名義 _____

3. 甲は乙による回復金の返還について、半年を超えない限度でまとめて振込返金することに同意する。

第9条（遵守事項）

甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、以下の事項を遵守する。

（甲の遵守事項）

- ①乙による本件業務の遂行に協力すること。
- ②乙から本件業務を遂行するために必要な書類や異議後の訴訟に関する授権契約書等の提出を求められたときは、これらの書類を提出すること。
- ③乙が定める報酬及び費用を乙に支払うこと。
- ④氏名、住所または電子メールアドレスその他乙に連絡した事項に変更がある場合は、速やかに乙に変更の内容及び時期を通知すること。
- ⑤乙の申立てにより仮差押えの執行がされている場合で、仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき又は配当要求をするとき、乙は、乙が取得した債務名義と取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱う必要があること、そのため、先に債務名義を取得した対象消費者に金銭を配分する時期が遅れることや、対象消費者が配分を受けた金額と債務名義の消滅額とが異なることがあり得ることについて了解すること。
- ⑥甲が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるものについては、法律に定める正

当な利益を得るために委託するものであることを表明すること。

- ⑦甲が乙と連絡が取れなくなった際、甲が希望する場合は下記連絡先へ連絡することを了承すること。

住 所 _____
氏 名 _____
続 柄 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

- ⑧本契約は、第4条で定めるとおり、乙が授権を受けた全ての届出消費者との間で統一的な条件で締結されるものであり、本契約の各条項を甲との間でのみ変更することはできないことを了承すること。

- ⑨甲が対象債権の届出に関する授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を進行したときは、甲は、更に乙に異議後の訴訟に関する授権をすることができないこと。

(乙の遵守事項)

- ①乙は、甲を含む異議後の訴訟に関する授権契約を締結した全ての届出消費者のために、公平かつ誠実に、訴訟の追行をはじめとする第2条の業務を追行すること及びこれらに伴い取得した金銭その他の財産を管理すること。
- ②乙は、善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行すること。

第10条 (契約の解除に関する事項)

1. 甲は、本契約を将来に向かって解除することができる。
2. 乙は、以下に掲げる事項があるときは、本契約を解除することができる。
 - ①甲が、授権をするのに必要な書類や異議後の訴訟に関する授権契約書を提出しない場合。
 - ②甲が、乙の定める報酬及び費用の負担を拒否する場合。
 - ③乙の申立てにより仮差押えの執行がされている場合に、乙が、当該仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、又は当該財産について強制執行もしくは担保権の実行の手續がされている場合において配当要求をするときは、乙が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならないことについて、甲が了解しない場合。
 - ④甲が反社会的勢力であり、その活動の一環として授権をしているなど、不当な利益を得るために授権をしようとしていることが明らかな場合。

- ⑤甲が合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない場合、乙が甲と連絡をとれない場合など、甲に起因する事由によって乙の適切な手続遂行に著しく支障が生じた場合及び甲と乙との信頼関係が破壊された場合。
- ⑥簡易確定決定で全部又は一部の棄却とされたところ、乙としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと判断している場合。
- ⑦従前の手続の経過に照らして主張立証の方針に大きな食い違いがある等の理由により甲との信頼関係が維持できない場合。

第11条（契約が終了等した場合の処理）

1. 乙は、本件業務の処理が終了したときは、第5条第2項の預り金を精算する。
2. 乙は、甲から本件業務を処理するにあたり預かった物品（以下「預り品」という。）を、速やかに返還する。但し、預り品の返還について、甲の住所が不明の場合はこの限りでなく、甲が死亡した場合、乙は法定相続人のうちの一人に対してこれを行えばその責を免れる。
3. 乙は、本件業務の処理が途中で終了し又は本契約が解除されたときは、以下のとおり精算する。
 - ①乙は、甲と協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、受領済みの費用の全部もしくは一部を返還し、又は報酬の全部又は一部を請求するものとする。
 - ②本契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの費用の全部を返還しなければならない。但し、既に本件業務の重要部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができる。
 - ③本契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく本件業務を終了させたとき、甲が故意又は重大な過失により本件業務の処理を不能にしたとき、その他の甲に重大な責任があるときは、乙は報酬の全部又は一部を請求することができる。但し、乙が本件業務の重要部分の処理を終了していないときは、その全部について請求することができない。

第12条（個人情報）

乙は、自ら収集又は甲から提供を受けた甲に関する個人情報を本契約の目的を達成するため以外の目的に使用しない。

第13条（個人情報の保護解除）

乙は甲に対する通知をするため、あるいは甲との本契約を終了させるため必要がある

場合は、甲の住民票、戸籍謄本、外国人登録事項証明書等及びこれらの付票等を関係官庁等に対して請求することについて予め同意し、乙においてこれらの書類を入手し使用しても何ら異議の申し出をしない。

第14条（報酬規程の確認）

甲は、乙の定める報酬規程について熟読し、この規定によることを承諾した。

第15条（特約条項）

.....
.....

甲及び乙は、甲が本契約書を熟読し、本契約の内容を十分理解したうえで、この契約を締結したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、各自これを保管するものとする。

平成 年 月 日

住 所.....

甲（依頼者）.....印

電 話.....

メールアドレス.....

住 所.....

乙（受任者）.....印

電 話.....

メールアドレス.....

別紙 7-1

平成 年 月 日

住 所
対象消費者

印

授 権 証 明 書

私は、下記 1 の事項を、下記 2 の簡易確定手続申立団体に対し、授權していることを証明致します。

記

1 授權事項

事件番号 平成 年(集)第 号

事件名 簡易確定手続開始申立事件

裁判所

相手方

上記事件に関し、簡易確定手続の追行、民事執行手続の追行及びこれらに関する一切の件

2 簡易確定手続申立団体

住 所 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル

団体名 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

代表者 理事 榎 彰徳

以 上

債 権 番 号	
------------	--

上記欄は、簡易確定手続申立団体使用欄

別紙 7-2

平成 年 月 日

住 所
対象消費者

印

授 権 証 明 書

私は、下記 1 の事項を、下記 2 の簡易確定手続申立団体に対し、授權していることを証明致します。

記

1 授權事項

事件番号 平成 年(集)第 号

事件名 簡易確定手続異議後の訴訟事件

裁判所

相手方

上記事件に関し、異議後の訴訟の追行に関する一切の件

2 簡易確定手続異議後の訴訟申立団体

住 所 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル

団体名 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

代表者 理事 榎 彰徳

以 上

債 権 番 号	
------------	--

上記欄は、簡易確定手続申立団体使用欄

別紙 8

費用・報酬規程

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人消費者支援機構関西が、授権をする対象消費者から支払いを受ける費用及び報酬の基準と算定の方法を定めることを目的とする。

(授権時予納金)

第2条

- 1 対象消費者より簡易確定手続の授権を受けるに際し、授権をしようとする対象消費者に対し、本条に定めるとおり、手続参加のための費用に充てるため、授権時予納金の支払を求めることができる。
- 2 授権時予納金の金額は、原則として、対象消費者が授権をしようとする対象債権の経済的利益の5.4%に相当する額とする。
- 3 前項の規定により算定された授権時予納金額が1万6,200円を超える場合は1万6,200円とし、3,240円を下回る場合は3,240円とする。
- 4 事案の内容やその社会的影響、当該簡易確定手続にかかる共通義務確認訴訟において認められた共通義務の内容(請求権の金額等)、特定非営利活動法人消費者支援機構関西の財務状況等を考慮し、適当と認めるときは、前2項の規定にかかわらずより低廉な授権時予納金の額を定めることができる。

(授権時予納金の精算)

第3条

- 1 簡易確定手続において対象消費者より受領した授権時予納金の合計金額が、当該簡易確定手続において実際に債権届出までに要した費用(当該簡易確定手続にかかる共通義務確認訴訟の追行のために要した費用(訴訟費用、弁護士費用、実費等)、通知公告手続に要した費用(送料、通信費、人件費、会場費、専門家費用等)などを含む。以下、本条について同じ。)を超えたときは、授権時予納金を支払った対象消費者に対し、超えた部分の額について負担した授権時予納金の金額に応じ按分して返金をする。
- 2 簡易確定手続において対象消費者より受領した授権時予納金の合計金額が、当該簡易確定手続において実際に債権届出までに要した費用に不足するときであっても、授権をした対象消費者に対して不足分の請求はしないものとする。

- る。
- 3 第1項の規定による返金額が返金に要する費用を下回る対象消費者に対しては、第1項の返金をすることを要しない。
 - 4 簡易確定手続授権契約に定めるところにより、第1項の規定による返金を債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時に行うことができる。

(授権時予納金の説明)

第4条 第2条の規定に基づき、簡易確定手続の授権をしようとする対象消費者に対して授権時予納金の支払を求めるときは、当該対象消費者に対して、あらかじめ以下の各号につき説明をしなければならない。

- 一 債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳。ただし、この費用には、当該簡易確定手続にかかる共通義務確認訴訟の追行のために要した費用（訴訟費用、弁護士費用、実費等）、通知公告手続に要すると見込まれる費用（送料、通信費、人件費、会場費、専門家費用等）などを含む。
- 二 授権をする対象消費者の数の見込み
- 三 当該対象消費者に対して負担を求める授権時予納金の額
- 四 回収できる金額の見込み
- 五 回収があった場合の被害回復時報酬金及び費用の額
- 六 回収額がわずか、もしくは無い場合であっても、第3条第1項の規定による返金を除き、授権時予納金は返還されないこと
- 七 簡易確定手続においては、授権時予納金以外に追加の負担は求められないこと

(被害回復時報酬金)

第5条

- 1 簡易確定手続の授権をした対象消費者が対象債権の支払を現実に受けたときは、当該対象消費者が現実に支払を受けた額に応じ、当該対象消費者に対して、以下の割合による被害回復時報酬金の支払を求めることができる。

10万円以下	30%
10万円を超え30万円以下の部分	20%
30万円を超え50万円以下の部分	15%
50万円を超える部分	10%
- 2 当該簡易確定手続において授権をした対象消費者の人数が1,000人を超えたときは、前項に定める割合よりそれぞれ5%を減じた割合により算定する。
- 3 債権届出後の簡易確定手続に要した費用については、別途、授権をした対

象消費者に負担を求めないこととする。

- 4 被害回復時報酬金は、対象債権に対する現実の支払として対象消費者に支払うべき額からこれを控除することにより、支払を受けるものとする。

(異議後の訴訟の報酬)

第6条

- 1 対象消費者より異議後の訴訟の授権を受けるときは、授権を受けるに際し、争いのある請求額の10%を上限とする着手金の支払いを受けることができる。ただし、争いのある請求権の額の10%が5万円を下回るときは5万円とし、13万円を超えるときは13万円とする。
- 2 授権を受けた異議後の訴訟により対象消費者が対象債権の支払を現実を受けたときは、前条の規定による被害回復時報酬金に加えて、当該対象消費者が現実を支払を受けた額の3,000万円を超えない部分については10%、3,000万円を超える部分については6%に相当する金額(ただし、前項の規定により支払を受けた着手金の金額をこれより差し引くものとする)の報酬金の支払いを受けることができる。
- 3 異議後の訴訟において生じた実費(当該異議後の訴訟を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く)については、対象消費者に別途負担を求めることができる。

(民事執行手続の報酬)

第7条

- 1 対象消費者より民事執行手続の委任を受けるときは、委任を受けるに際し、執行を求める金額の10%を上限とする着手金の支払いを受けることができる。ただし、執行を求める金額の10%が1万円を下回るときは1万円とし、7万円を超えるときは7万円とする。
- 2 委任を受けた民事執行手続により対象消費者が対象債権の支払を現実を受けたときは、第5条の規定による被害回復時報酬金に加えて、当該対象消費者が現実を支払を受けた額の3,000万円を超えない部分については10%、3,000万円を超える部分については6%に相当する金額(ただし、前項の規定により支払を受けた着手金の金額をこれより差し引くものとする)の報酬金の支払いを受けることができる。
- 3 民事執行手続において生じた実費(当該民事執行手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く)については、対象消費者に別途負担を求めることができる。

(証拠保全手続の報酬)

第8条

- 1 対象消費者より証拠保全手続の委任を受けるときは、委任を受けるに際し、8万円を上限とする報酬の支払いを受けることができる。
- 2 証拠保全手続において生じた実費（証拠保全手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く）については、対象消費者に別途負担を求めることができる。

(消費税)

第9条 授権等をする対象消費者に対して第5条ないし第8条の規定による報酬の支払いを求めるときは、別途、消費税の負担を求めるものとする。

別紙 9

本人確認書面

事案名：

1. 対象消費者名・生年月日：(_____) (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

2. 本人確認を行った年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 本人確認を行った方法

以下の本人確認資料を対面にて確認した

- 運転免許証
- パスポート
- 住民基本台帳カード（ただし本人の写真付きのもの）
- 個人番号カード（ただし表面）
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

本人限定受取郵便にて確認した

以下の本人確認資料の写しの交付を受け、確認した

- 運転免許証
- パスポート
- 住民基本台帳カード（ただし本人の写真付きのもの）
- 個人番号カード（ただし表面）
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

健康保険証の写しのほか、以下の本人確認資料の交付を受け、確認した

- 住民票記載事項証明書
- 公共料金受領書
- 官公庁発行の印刷物（納税通知書等）
- 本人名義の預金通帳の表紙

4. 本人確認を行った担当者名：

別紙 10**意思確認書面**

事案名：

被害回復関係業務規程第23条第2項に基づき、対象消費者の意思を下記の通り確認しました。

No.	項目	内容
1	対象消費者名	氏名：
2	確認した日時	20 年 月 日 () :
3	確認方法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()
4	確認した場所	<input type="checkbox"/> KC's 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
5	確認した意思の内容	<input type="checkbox"/> 請求の放棄 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 債権届出の取り下げ <input type="checkbox"/> 認否を争う旨の申し出 <input type="checkbox"/> 簡易確定決定に対する異議の申立 <input type="checkbox"/> 上訴もしくは上訴の取り下げ <input type="checkbox"/> その他 ()
6	担当者名	氏名：

/ 確認印